

令和8年度学校給食用物資納入業者の追加登録申請について

八尾市学校給食会の学校給食用物資業者登録について、下記のとおり受付いたしますので、申請する方は所定の必要書類を提出してください。

1. 書類提出について

- (1) 提出先 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所7階
八尾市教育委員会 学務給食課内 八尾市学校給食会事務局
- (2) 提出方法 持参

2. 申請書受付期間

令和7年11月20日（木）～令和7年12月8日（月）

午前9時～午後5時まで（土・日・祝は除く）

3. 問い合わせ先

電 話 072-924-9373・9374

ファックス 072-924-3952

電子メール kyuusyokusenta@city.yao.osaka.jp

4. 受付対象の登録品目

- | | | |
|----------------------------------|---------|-----|
| ・生鮮野菜・きのこ・いも・果実類 | ・鶏卵 | ・液卵 |
| ・豆腐・揚げ類 | ・こんにゃく類 | |
| ・肉類及びその加工品（冷凍を含む。） | | |
| ・魚介類及びその加工品（冷凍を含む。） | | |
| ・小麦粉製品・豆類・海藻、その他の乾物 | | |
| ・缶・ビン詰・調味料など | | |
| ・冷凍食品、その他加工品 | | |
| ・パン・米飯の添加物（個包装のふりかけやジャム等）及びデザート類 | | |

5. 提出書類

- (1) 登録申請書【給食会所定の様式】
- (2) 会社の履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（※写し可）及び定款の写し
- (3) 食品衛生法の許可・届出に係る書類

食品衛生法に基づく営業許可が必要となる業種

- ・営業許可書の写しもしくは営業許可が出ているとわかるもの

食品衛生法に基づく営業届出が必要となる業種

- ・営業届書類の写しもしくは営業届出したとわかるもの

※該当する書類がない場合は、提出時に申し出ること。

- (4) 食品衛生監視票（令和6年1月以降のもの）の写し
- (5) 国税納税証明書（令和7年8月20日以降に発行されたもの）（※写し可）
 - ・法人の場合：法人税・消費税及び地方消費税（様式その3の3）
 - ・個人の場合：所得税・消費税及び地方消費税（様式その3の2）
- (6) 市税納税証明書（法人市民税又は住民税及び固定資産税）（※各 写し可）

原則、滞納のない証明書（令和7年8月20日以降に発行されたもの）を提出すること。

市区町村により「滞納のない証明書」が発行されない場合は、下記2種を提出すること。

①市税納税証明書（法人市民税又は住民税）

②市税納税証明書（固定資産税）※固定資産税の納税義務がある場合のみ

- (7) 営業所、工場の平面図や写真及び付近見取図
- (8) 主な販売先の取引証明書（3件以上）
- (9) 仕入先概要一覧表（仕入先（製造工場）がある場合のみ）【給食会所定の様式】

※仕入れ先概要一覧表には仕入先の食品衛生監視票の点数・監視日を記入すること。

仕入先の食品衛生監視票の添付は必要ありません。

- (10) 登録要件にかかる誓約書【給食会所定の様式】

6. 主な登録要件

次の条件を主な要件とし、総合的に判断する。

- (1) 八尾市内又は近隣に事業所を有すること
- (2) 経営基盤および経営状態が良好であること
- (3) 2ヵ年以上継続して登録対象品目を取り扱っていること
- (4) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、法人市民税又は住民税並びに固定資産税を滞納していないこと
- (5) 確実な取引先を有し、固定した金融機関を有していること
- (6) 直近2ヵ年保健所の食品衛生法上の営業処分を受けていないこと
- (7) 保健所の衛生監視票の採点成績が70点以上であること
- (8) 食品に関する法律ならびに諸規定が遵守されていること
- (9) 製品倉庫、置き場、冷蔵設備、その他品質保持上必要な設備を完備していること
- (10) 作業場、トイレ、手洗い施設など食品を取り扱う施設として適切であること
- (11) 27校の各小学校及び義務教育学校（前期課程）に指定の期日、時刻、指定の場所に納品できる配送能力を有していること
- (12) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと

7. 審査

登録要件に基づき、提出書類によって審査を行う。実地調査は必要に応じて実施するため、実地調査には必ず対応すること。（仕入先の製造工場も含む）

8. 登録

- (1) 八尾市学校給食会業者選定委員会において、納入業者として適当と認められた業者に対しては、登録承認書を交付する
- (2) 承認書の交付を受けた業者は、速やかに別に定める誓約書を提出しなければならない
- (3) 登録の有効期限は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする